

レセプトの記載には細かな約束事が決められています。そのルールに従って、正しくレセプトを作成するための基本的な決まり事を学びましょう。

1 レセプトの種類

レセプトは、外来用と入院用の2種類があります。いずれも白地に黒字の印刷で、大きさはA4版と決められています。

外来用と入院用の区別は、レセプト左上の「診療報酬明細書」の表示の下の「(医科入院外)」と「(医科入院)」の部分で行います。

診療報酬明細書	診療報酬明細書
(医科入院外)→外来用	(医科入院)→入院用

2 レセプト作成のルール

審査業務を効率的かつ公正に行うために、レセプト作成には一定のルールが決められています。月末から月初めにかけて集中的に行います。

1 暦月請求

保険者に対する請求は、毎月1日から月末までの分をまとめて請求します。医療機関の都合で、月の途中で締め切ること認められません。

2 医療機関ごと、患者さんごとの作成

レセプトは、原則として医療機関ごとに患者さん1人につき1件作成します。1人の患者さんが1つの医療機関で、2科以上(内科、眼科など)にまたがって受診した場合でも、レセプトはまとめて1件とします。

ただし例外として、次に掲げるような場合には、1人の患者さんで2件以上のレセプトを作成します。

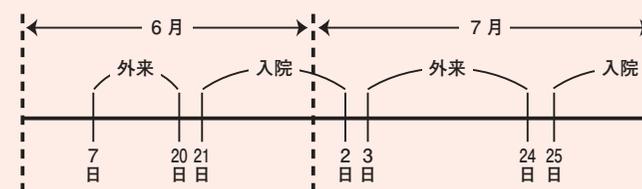
(1) 医科・歯科併設の医療機関で両科を受診した場合

医科と歯科それぞれ別にレセプトを作成します。

(2) 同月に外来と入院がある場合

月の途中で外来から入院(またはその逆)に変わった場合には、外来分と入院分それぞれについて、レセプトを作成します。ただし、外来による診療からただちに入院した場合は、入院分のレセプトのみを作成します。

【例】



◆6月分…… 7日～20日—— 外来レセプトを作成
21日～30日—— 入院レセプトを作成

◆7月分…… 1日～2日) 入院レセプトを1件作成
25日～31日)
3日～24日—— 外来レセプトを作成

(3) 保険種別が変更となった場合

月の途中で、社保から国保に、組合管掌健康保険から全国健康保険協会管掌健康保険に、社保または国保から後期高齢者医療にというように、保険種別が変更になった場合には、それぞれについてレセプトを作成します。

3 法令で定められた様式

レセプトの様式は厚生労働省が定めています。

記載のしかたは、厚生労働省通知の「診療報酬明細書の記載要領」に従います。

プラスα

記載要領

記載要領では基本的なレセプトの記入方法について定めています。実際のレセプトにおいては、多少の相違が生じます。

エックス線診断は、骨や内臓などのエックス線(レントゲン線)透過率の違いを利用した画像診断です。ここからは各撮影方法による算定ルールを学びます。

1 エックス線診断料

1 エックス線診断料の種類

(1) 透視診断(X-D)

モニターに映る画像を直接診断する方法で、通常カルテには「X-D」と記載されます。撮影を行わないため、撮影料やフィルム料は算定しません。透視診断料のみを算定します。

(2) 写真診断(X-P)

フィルムに撮影し、診断する方法で、通常カルテには「X-P」と記載されます。写真診断は、撮影方法により次の4つに区分され、さらにアナログ撮影とデジタル撮影のそれぞれについて点数と算定方法が決められています。

単純撮影

造影剤使用撮影

特殊撮影

乳房撮影

用語

造影剤

映し出したい臓器と周囲の組織とのコントラストをつけるために、体内に注入する薬剤です。薬価表の薬価欄に「造」と表示されています。

2 単純撮影

骨など、エックス線をよく吸収する部位をそのまま撮影する方法です。

1 単純撮影の算定のルール



2 診断料・撮影料

診断料…撮影部位によって点数が異なります。

撮影料…部位による点数の区分はありません。

撮影方法によりアナログ撮影とデジタル撮影で点数が異なります。



6歳未満の患者さんは、撮影料に対し加算をしますが、診断料には加算しません。

3 フィルム料

アナログ撮影には一般用フィルム、デジタル撮影には画像記録用フィルムを使用します。

次の①～③の条件をすべて満たす場合、フィルム料に1割の加算を算定します。

- ① 6歳未満 ② 単純撮影 ③ 胸部または腹部の撮影

4 電子画像管理加算

デジタル撮影した画像を電子化して電子媒体で管理、保存をした場合に加算します。

- ・単純撮影だけでなく、造影剤使用撮影、特殊撮影、乳房撮影にも同様に加算をしますが、点数はそれぞれ異なります。
- ・同一方法でも算定部位ごとに加算します。
- ・同一部位に同時に2種以上の方法で撮影した場合は、主たる加算点数のみ算定します。

電子画像管理加算を算定した場合は、フィルム料は算定できません。

これが大切

- ☑ 6歳未満の患者の場合、撮影料に加算がある
- ☑ 肩関節、股関節は頭軀幹に含まれる
- ☑ デジタル撮影した画像を電子媒体に保存して管理した場合、電子画像管理加算を算定する

参照

身体の部位については「資料ブック」参考2、参考3参照

プラスα

耳、副鼻腔は頭部として、骨盤、腎、尿管、膀胱は腹部として、また頸部、腋窩、股関節部、肩関節部、肩甲骨、鎖骨はすべて(イ)頭軀幹を算定します。

プラスα

フィルムの加算

(材料価格×1.1)÷10
造影剤使用撮影、特殊撮影、乳房撮影は加算しません。